総務省ＨＰ掲載資料

資料８－１

法定外税の状況

（平成28年４月１日現在）

平成２６年度決算額　４２９億円（地方税収額に占める割合0.12%）

１　法定外普通税

（平成26年度決算額）
［単位：億円］

［都道府県］		
石油価格調整税	沖縄県	１０
核燃料税	福井県、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県	１１１
核燃料等取扱税	茨城県	１０
核燃料物質等取扱税	青森県	１８１
計	１３件	３１２
［市区町村］		
別荘等所有税	熱海市(静岡県)	６
砂利採取税	山北町（神奈川県）	０．０４
歴史と文化の環境税	太宰府市(福岡県)	０．７
使用済核燃料税	薩摩川内市(鹿児島県)	４
狭小住戸集合住宅税	豊島区(東京都)	４
空港連絡橋利用税	泉佐野市（大阪府）	４
計	６件	１８
［合　　計］	１９件	３２９

２　法定外目的税

［都道府県］		
産業廃棄物税等(*1)	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、宮崎県、熊本県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、山形県、愛媛県	７１
宿泊税	東京都	１６
乗鞍環境保全税	岐阜県	０．１
計	２９件	８８
［市区町村］		
山砂利採取税	城陽市（京都府）	０．２
遊漁税	富士河口湖町(山梨県)	０．１
環境未来税	北九州市(福岡県)	６
使用済核燃料税	柏崎市(新潟県)	６
環境協力税	伊是名村(沖縄県)、伊平屋村（沖縄県）渡嘉敷村（沖縄県）	０．２
計	７件	１２
［合　　計］	３６件	１００

*1　産業廃棄物処理税（岡山県）、産業廃棄物埋立税（広島県）、産業廃棄物処分場税（鳥取県）、産業廃棄物減量税（島根県）、循環資源利用促進税（北海道）など、実施団体により名称に差異があるが、最終処分場等への産業廃棄物の搬入を課税客体とすることに着目して課税するものをまとめてここに掲載している。
*2　端数処理のため、計が一致しない。

超過課税の状況

ア　超過課税実施団体数（平成27年４月１日現在）

○　都道府県

＜道府県民税＞

個人均等割	35団体	岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
所得割	１団体	神奈川県
法人均等割	35団体	岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
法人税割	46団体	静岡県を除く46都道府県

＜法人事業税＞	８団体	宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県

○　市町村

＜市町村民税＞

個人均等割	２団体	北海道夕張市、神奈川県横浜市
所得割	２団体	北海道夕張市、兵庫県豊岡市
法人均等割	388団体	
法人税割	997団体	

＜固定資産税＞	153団体	
＜軽自動車税＞	17団体	【北海道】函館市、夕張市、美唄市、深川市、滝上町 【山梨県】早川町 【島根県】松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市 【徳島県】徳島市、鳴門市、小松島市 【香川県】高松市 【高知県】高知市、須崎市
＜鉱産税＞	27団体	
＜入湯税＞	３団体	北海道釧路市、三重県桑名市、岡山県美作市

イ　超過課税の規模（平成26年度決算）

○　道府県税

道府県民税	個人均等割	（35団体）	222．3億円
	所得割	（1団体）	24．9億円
	法人均等割	（35団体）	100．2億円
	法人税割	（46団体）	1，103．4億円
法人事業税		（8団体）	1，318．1億円
自動車税		（1団体）	43百万円
道府県税計			2，769．3億円

○　市町村税

市町村民税	個人均等割	（2団体）	16．5億円
	所得割	（2団体）	0．7億円
	法人均等割	（395団体）	162．1億円
	法人税割	（996団体）	2，626．3億円
固定資産税		（155団体）	340．8億円
軽自動車税		（28団体）	6．9億円
鉱産税		（31団体）	10百万円
入湯税		（2団体）	23百万円
市町村税計			3，153．6億円

超過課税合計	5，922．9億円

※　地方法人二税の占める割合：89．7％

（注）イの表中における団体数は、平成26年4月1日現在。

資料８－３

地方団体において市民以外の一時滞在者等に主に負担を求める法定外税

京都市調べ（平成28年4月1日現在）

※税収は平成26年度決算額

税目	課税団体	種別	施行日	税収の使途	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	税収（百万円）
別荘等所有税	熱海市（静岡県）	普通税	S51.4.1	－	別荘等の所有	別荘等の延面積	別荘等の所有者	普通徴収	650円/㎡	556
遊漁税	富士河口湖町（山梨県）	目的税	H13.7.1	河口湖及びその周辺地域における環境の保全，環境の美化及び施設の整備の費用	河口湖での遊漁行為	遊漁行為を行う日数	遊漁行為を行う者	特別徴収 ※特別徴収義務者は税の徴収に便宜を有する者（河口湖漁業協同組合）	1人1日200円	8
宿泊税	東京都	目的税	H14.10.1	国際都市東京の魅力を高めるとともに，観光の振興を図る施策に要する費用	ホテル又は旅館への宿泊	ホテル又は旅館への宿泊数	ホテル又は旅館の宿泊者	特別徴収 ※特別徴収義務者はホテル又は旅館の経営者	1人1泊について ⑴宿泊料金10千円以上15千円未満…100円 ⑵宿泊料金15千円以上…200円	1,624
乗鞍環境保全税	岐阜県	目的税	H15.4.1	乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策に要する費用	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車を運転して自ら入り込む行為，又は他人を入り込ませる行為	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	特別徴収 ※シャトルバス，路線バス等については月ごとの申告納付 ※特別徴収義務者は駐車場料金徴収者	⑴乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外…3,000円/回 ・一般乗合用バス…2,000円/回 ⑵乗車定員が11人以上29人以下の自動車…1,500円/回 ⑶乗車定員が10人以下の自動車…300円/回	15
歴史と文化の環境税	大宰府市（福岡県）	普通税	H15.5.23	－	有料駐車場に駐車する行為	有料駐車場に駐車する台数	有料駐車場利用者	特別徴収 ※特別徴収義務者は有料駐車場の事業者	⑴二輪車（自転車を除く。）…50円/回 ⑵乗車定員10人以下の自動車…100円/回 ⑶乗車定員10人超29人以下の自動車…300円/回 ⑷乗車定員29人超の自動車…500円/回	72
環境協力税	伊是名村（沖縄県）	目的税	H17.4.25	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する行為	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する回数	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する者	特別徴収 ※特別徴収義務者は税の徴収に便宜を有する者	100円／回	4
	伊平屋村（沖縄県）	目的税	H20.7.1	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	旅客船等により伊平屋村へ入域する行為	旅客船等により伊平屋村へ入域する回数	旅客船等により伊平屋村へ入域する者	特別徴収 ※特別徴収義務者は税の徴収に便宜を有する者	100円／回	3
	渡嘉敷村（沖縄県）	目的税	H23.4.1	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	旅客船等又はヘリコプターにより渡嘉敷村へ入域する行為	旅客船等又はヘリコプターにより渡嘉敷村へ入域する回数	旅客船等又はヘリコプターにより渡嘉敷村へ入域する者	特別徴収 ※特別徴収義務者は税の徴収に便宜を有する者	100円／回	11
空港連絡橋利用税	泉佐野市（大阪府）	普通税	H25.3.30	－	関西国際空港連絡橋を自動車で通行して空港を利用する行為	関西国際空港連絡橋を自動車で通行する回数	通行料金を支払う者	特別徴収 ※特別徴収義務者は橋の通行料金徴収者（西日本高速道路株式会社）	100円／往復	366
宿泊税（予定）	大阪府	目的税	H29.1.1	世界有数の国際都市大阪を目指し，都市の魅力を高めるとともに，観光の振興を図る施策に要する費用	ホテル又は旅館への宿泊	ホテル又は旅館への宿泊数	ホテル又は旅館の宿泊者	特別徴収 ※特別徴収義務者はホテル又は旅館の経営者	1人1泊について ⑴宿泊料金10千円以上15千円未満…100円 ⑵宿泊料金15千円以上20千円未満…200円 ⑶宿泊料金20千円以上…300円	1,000（平年度見込）

参考となるその他の法定外税

※税収は平成26年度決算額

税目	課税団体	種別	施行日	税収の使途	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	税収（百万円）
狭小住戸集合住宅税	豊島区（東京都）	普通税	H16.6.1	－	狭小住戸（専用面積30㎡未満の住戸）を有する集合住宅の建築等	新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数	建築主	申告納付	1戸につき50万円	386
開発事業等緑化負担税	箕面市（大阪府）	目的税	H28.7.1	良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境の維持，保全及び向上に要する費用	事業として行う開発行為等	開発行為等の行われる土地の面積に0.9を乗じて得た値に，指定容積率を乗じて得た面積	開発行為等を行う事業者	申告納付	250円／㎡	30（平年度見込）

地方団体等において導入されている協力金の事例

名称	実施団体	導入時期	収入の使途	対象者	納付方法	協力金額	収入額（百万円）
富士山保全協力金	山梨県，静岡県	平成26年度から（平成25年7月～8月に社会実験）	富士山の環境保全，富士山に係る情報提供，富士山の登山者の安全対策その他の富士山の顕著な普遍的価値の後世への継承等に関する事業に要する費用	五合目から山頂を目指す登山者	現地徴収，インターネット，コンビニ払い等	1,000円(任意)	平成27年度：115 平成26年度：158
伊吹山入山協力金	伊吹山自然再生協議会（事務局：滋賀県，米原市（滋賀県））	平成27年5月から（平成26年5月から試験導入）	貴重な植生の保全，登山者へのより質の高いサービスの提供その他伊吹山の貴重な自然環境の未来の世代への継承等に関する事業に要する費用	登山者	協力金箱の設置,収受員の配置（土,日，祝日及び夏休み期間）	300円(任意)	平成27年度：12 平成26年度：24

過去に地方団体において導入された税の事例

税目	課税団体	種別	施行日	納税義務者	税率	税収 （百万円）	廃止の経緯
地域コミュニティ税	宮崎市 （宮崎県）	個人市民税均等割の超過課税	H21.4.1 ※H23.3.31廃止	個人市民税均等割の納税義務者	500円	80 （基金積立金）	税の導入により，自治会以外での住民同士の横のつながりが強くなったと評価の声がある一方で，自治会離れに拍車が掛かるという危惧や，税ではなく一般財源から捻出できないのかといった根強い反対の声もあった。このような中，市長選があり，税の廃止を公約に掲げた新市長が当選したことによって，平成22年12月に市議会で税廃止議案が可決したことによって廃止された。

過去に地方団体において導入が見送られた税の事例

税目	課税団体	種別	納税義務者	税率	税収 （百万円）	経緯
子育て新税（仮称）	秋田県	個人県民税所得割の超過課税	個人県民税所得割の納税義務者	個人県民税所得割に0.4％を上乗せ	2,500 （見込）	平成19年に，新税導入を盛り込んだ「子育て支援と教育充実をを推進する将来ビジョン案」を示すも，県議会では導入反対の請願が全会一致で採択されるとともに，約７割の市町村議会でも導入反対の意見書が可決された。また，県民アンケートにおいても導入反対が７割近くに達していたことも踏まえて，知事が，新税構想の実現は困難と判断し，平成20年に，県議会への条例提案を経ることなく子育て新税の導入を断念した。
犬税（仮称）	泉佐野市 （大阪府）	目的税	狂犬病予防法に基づく登録者	1頭につき 2,000 円／年	10 （見込）	犬税検討委員会において，課税客体として想定している狂犬病予防法に基づく登録犬数と実際の飼養犬数との間に大きな乖離がある可能性が高い現状においては，納税義務者として想定している狂犬病予防法に基づく登録者と未登録者との間に税負担面での不公平が生じることや，税システム構築費や人件費など徴税に要する経費が市の大きな負担となる可能性が高いことから，導入は困難であると結論付けられ，泉佐野市はその答申（平成26年7月）を受けて導入を見送っている。

資料８－４

入湯税の概要

１　概要

目的	環境衛生施設，鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため
納税義務者	温泉施設の入湯客
課税されない方	①　小学生以下の方 ②　共同浴場又はいわゆる銭湯に入湯する方 ③　利用料金が１，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）以下である施設に日帰りで入湯する方 ④　修学旅行その他学校行事に参加している方及びその引率者 ⑤　医療提供施設において入湯する方
税率	①　宿泊客　　１人１泊につき１５０円 ②　日帰り客　１人１日につき１００円
徴収の方法と手続	①　徴収方法については，特別徴収による。 ②　特別徴収義務者（温泉施設経営者）は，入湯客から入湯税を徴収し，毎月末日までに前月分の納入金を本市に納入
課税の開始時期	平成２３年４月１日

２　税収等

年度	合計		課税施設数
	課税対象客数（千人）	収入額（千円）	
２３年度	443	64,717	20
２４年度	537	78,516	20
２５年度	554	80,841	20
２６年度	646	93,823	23
２７年度（見込み）	763	110,711	24
２８年度（予算額）	－	118,000	24

資料８－５

本市における法人市民税の超過課税の概要

１　制度の概要

法人税割※の税率について超過税率を採用している。（※ 法人税額×**税率**＝法人税割額）

区　分	概　要	
税　率	～26 年 9 月	14.5%（超過税率 2.2%） （注）標準税率は 12.3%，制限税率は 14.7%
	26 年 10 月～ 29 年 3 月	11.9%（超過税率 2.2%） （注）標準税率は 9.7%，制限税率は 12.1%
	29 年 4 月～ （予定）	8.2%（超過税率 2.2%） （注）標準税率は 6.0%，制限税率は 8.4%
対　象	資本金等の額が３億円超又は法人税額が 1,600 万円超の法人	
期　間	平成 33 年 3 月 31 日までに終了する各事業年度分に適用※	

※　昭和 51 年の導入以降，５年ごとに適用期間を延長しているもの。直近では平成 27 年 9 月定例市会で平成 28 年度以降の延長が可決された。

２　増収額（決算額）

年度	20	21	22	23	24	25	26	27 （見込み）
増収額（百万円）	5,399	3,448	3,009	3,314	2,873	2,838	3,517	3,401
対前年比増減率（%）	8.7	△36.1	△12.7	10.1	△13.3	△1.2	23.9	△3.3

３　超過課税による収入の使途

産業振興事業及び社会基盤整備事業　　※法人市民税は普通税

４　指定都市の状況

政令指定都市 20 市のうち，静岡市及び浜松市を除く 18 市が超過課税（11.495%，11.9%又は 12.1%）を実施

資料８－６

京都市調べ（平成 28 年 4 月 1 日現在）

京都府豊かな森を育てる府民税の概要

平成２７年１２月京都府議会定例会において，「京都府豊かな森を育てる府民税条例」及び「京都府豊かな森を育てる基金条例」が可決・成立し，平成２８年度から導入されている。

１　京都府豊かな森を育てる府民税条例の概要

趣旨	森林の整備・保全，森林資源の循環利用，森林の多様な重要性について府民の理解を深めることにより，森林の多面的機能を維持し，増進するための施策に要する費用に充てるため
納税義務者	個人府民税均等割の納税義務者
税率	６００円（個人府民税均等割の超過課税）
税収（見込）	約６．８億円（平成２８年度は約６．１億円）
課税期間	平成２８年度から平成３２年度までの５年間
その他	毎年度，当該税を財源とする事業の実施状況を公表する

２　京都府豊かな森を育てる基金の概要

京都府豊かな森を育てる府民税を，京都府豊かな森を育てる基金に積み立てて管理し，森林の多面的機能を維持し，増進するための施策に要する経費の財源に充てる。

本市において過去に導入した法定外税

税目	適用期間		課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率(廃止時)	税収(千円)	廃止理由
	適用日	期限							
商品切手発行税	S25.9.1	H6.3.31	商品切手発行行為	商品切手発行高	商品切手発行者	申告納付	3%	542,194	・類似証券の多様化 ・全国的な廃止の流れ ・消費税との二重課税
広告税	S27.7.1	H1.3.31	広告(出版物等は除く。)	広告料金	広告主	特別徴収と普通徴収	広告の種別による (例) ・電車吊広告10％ ・立看板1個50円 ・ネオン看板1.66㎡300円	121,458	・広告媒体の多様化 ・客体補足の限界
犬税	S30年度分	S48年度分	生後91日以上の犬	頭数	所有者・取得者	普通徴収	360円	11,960	・財政効果薄弱 ・税制の整理合理化
文化観光施設税	S31.10.13	S39.4.12	有料文化観光行為	回数	文化観光財鑑賞者	特別徴収	10円	118,140	・時限付き条例
文化保護特別税	S39.9.1	S44.8.31	有料文化鑑賞行為	回数	文化財鑑賞者	特別徴収	10円	147,183	・時限付き条例
古都保存協力税	S60.7.10	S63.3.31	有料文化鑑賞行為	回数	文化財鑑賞者	特別徴収	50円	839,868	・市民生活をはじめとする本市の経済文化活動への影響

※　税収は，廃止される直近年度で，１年度にわたり課税された年度の調定額による。

資料８－８

本市における課税自主権の活用に係る研究等の経過

１　平成１６年８月　　京都市税制研究会による最終報告書の提出

※　京都市税制研究会は，平成１３年１２月に，京都にふさわしい税制の在り方の調査研究を行うために設置されたものである。

⑴　自主財源の拡充には，根本的には国レベルでの税源移譲を含めた税財政改革が不可欠

⑵　今後，課税自主権を活用して市民に新たな負担を求める際には，本市がどのような施策を行うのかも併せて検討すべきとの認識に立って，「政策と税制の連携」が必要

⑶　新税については，次の本市の重要施策の主な分野に関して事例研究を行い，超過課税については，税目ごとに課題を整理するなど，今後の具体的な研究や論議を進める際の視点や基本的な考え方を示す

①　景観保全のための税制
②　観光振興のための税制
③　環境保全のための税制
④　交通政策のための税制

２　平成２１年２月　　「京都未来まちづくりプラン」の「行財政改革・創造プラン（実施計画編）」の策定

自主財源の拡充強化の取組の一つとして「課税自主権の活用」を掲げ，地域主権の時代にあって，京都市の特性にふさわしい税制の構築に向けて，森林等保全施策のための「森林環境税」の創設など課税自主権の活用を検討するとした。

３　平成２４年３月　　「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画の策定

自主財源の拡充強化の取組の一つとして「課税自主権の活用」を掲げ，森林等保全施策のための「森林環境税」の導入など，政策誘導や財源確保の観点から，新税や超過課税の活用を検討するとした。

４　平成２８年３月　　「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画第２ステージの策定

自主財源の拡充強化を図るため，歳入分野における取組の一つとして「課税自主権の活用」を掲げ，必要な施策を実施するための自主財源の確保，政策実現のための誘導，本市の特性に応じた公平な税制の確立に向けて，入洛客への新たな負担のあり方や超過課税等といった課税自主権の活用を検討するとした。

資料８－９

課税自主権の活用に関する最近の市会での主な動き

１　平成２８年度予算編成に対する市会各会派の要望

⑴　民主・都みらい京都市会議員団（現民進党京都市会議員団）

本市の自立した財政基盤を確立するため，短期・中長期に分けて，新たな課税制度の検討を進めること。特に観光政策の更なる充実のため，宿泊税や入洛税など京都観光が好調なこの時期に，導入も含め具体策を検討すること。

⑵　地域政党京都党市会議員団

法定外新税は，地方分権の大きな一手と言われて久しいが，未だ導入には至っていない。しかし，観光税については受益者負担の観点からも導入が望ましい。したがって，宿泊税を筆頭に調査を進めること。

⑶　京都維新の会・無所属京都市会議員団

古都保存，観光都市維持にかかる負担金創設など全国民的な受益者負担を求める課税自主権の行使について研究を行うこと。

２　最近の市会での主な質疑

⑴　平成２８年２月市会

ア　代表質問（平成２８年３月１日）

橋村芳和議員	市長選挙の公約において掲げられた，新たな財源確保策としての「入洛客への新たな負担のあり方や超過課税等の課税自主権活用の検討」をどのように進めるつもりか。
門川市長	入洛客への新たな負担のあり方など，課税自主権の活用についても前提条件を付すことなく，あらゆる角度から，しっかりと議論をしていく必要があると考えている。既に庁内で検討を始めており，来年度のできる限り早い時期に，有識者会議を設置して更に検討を深めていく。

イ　代表質問（平成２８年３月２日）

菅谷浩平議員	市長選挙の公約でうたわれた入洛客を対象とした新税構想について，現時点での市長の考えを聞かせていただきたい。
後藤財政担当局長	入洛客への新たな負担のあり方など，課税自主権の活用についても，市民や関係者の皆様の意見も聞きしながら，前提条件を付すことなく，あらゆる角度から，しっかりと議論をしていく必要があると考えている。 他の自治体における観光客等に対する法定外税の事例については，これまでも研究を行ってきているが，来年度のできる限り早い時期に，第三者である有識者による会議を設置して，更に検討を深めていく。

ウ　予算特別委員会（市長総括質疑）（平成２８年３月１５日）

村山祥栄議員	ヨーロッパを中心に導入されている宿泊税の導入を是非検討していただきたい。また，格付けを京都でも是非やっていただきたい。お金が入ってくるという観点だけではなくて，観光客へのサービスという観点も含めて御検討をいただきたい。 観光バスの路上駐車対策の観点から，駐車場税も併せて考えていただければと思う。
小笠原副市長	世界で一番行きたい都市のランキング１位を誇りに思う一方，京都のまちにランキングは似合わないのではないかという思いも持っている。色々な価値観を包容しながら，様々な価値観の人々に来ていただく。それが京都のまちの良いところではないかと思っている。 税を考えるときには，徴税コスト，公平性，行政サービスに見合ったような負担をいただけるかどうか，観光客への影響など，ありとあらゆることを考えていく必要があるので，様々な都市の事例を参考にしながら，最もふさわしい税のあり方について検討していく。

⑵　平成２７年２月市会　予算特別委員会（市長総括質疑）（平成２７年３月１２日）

隠塚功議員	我々の会派から要望している宿泊税は，市民の皆様に直接御負担いただくものではなく，観光客の皆様に，観光を更に充実したものにしていくとの目的で使うということで提言した。更に満足度の高い観光を提供しようとしたときに，インフラを整えていこうとしたら，一定の税収が必要になってくる。課題があるとは認識しているが，財政が厳しい状況だからこそ，課税自主権の在り方，その中で宿泊税についても，ゼロベースで検討をお願いしたい。
門川市長	課税自主権の研究・行使はひとつの大きな地方財政の在り方だと考えている。宿泊税についても研究をしており，東京都がやっている制度を流用した場合の試算として，２億７千万円くらいではないかとの数字もある。それほど大きな財源ではないと言えるかもしれない。一方で，観光による消費額が７千億円まで増えてきた。これを１兆円まで増やし，観光によって中小企業が，市民生活が潤うようにしたい。東京都とは違い，京都には好きだから来る，また修学旅行や教育関係の研究等も多い。都市のイメージが下がって宿泊者が数パーセント下がっては意味がない。あらゆる意味で研究していきたい。